

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しもが認めることでありながら後をたちません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年の東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件に対する再審無罪が続きました。

再審は、無辜が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情です。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことが多くあるということです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下にそれらは明示する義務がないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、実は当初から検察が隠し持っていたもので、無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることです。「袴田事件」では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。「名張毒ぶどう酒事件」の奥西勝さんに至っては、1964年に一審無罪判決、2005年では再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより89歳で無念の獄死を遂げられました。こうした悲劇を繰り返さないためには、公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう「上訴」には、法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪判決を受けた無辜の者を迅速に救済するため、下記のとおり再審法の改正を行うよう強く求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること

2 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること

上記については、地方自治法第 99 条の規定により、意見書として関係機関へ提出するものとする。